経営戦略会議付議事項書

提出年月日: 平成25年01月08日

		提出年月日:平成25年01月08日	
付議事項提出部局		都市整備部用地課 (土地開発公社理事会事務局)	
該当する審議事項		(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項 (4) 組織機構、人事管理、財政、行政評価その他の市行財政運 営の基幹的制度に関する事項	
件 名	伊勢市土地開発公社のあり方・方向性について		
付議事項の概要	地方公共団体においては、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)が全面的に施行されたことを踏まえ、第3セクター等の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むべきとの判断が下されている。 土地価格の継続的な下落傾向や公共事業の削減から、『公有地の拡大の推進に関する法律』に基づく土地開発公社の存続について全国的に議論され、解散を前提とした経営健全化が進んできている。 伊勢市土地開発公社理事会より、『公社のあり方としては、H29年度での解散の方向性を探っていく。公社保有地の買戻しの要請は5年間で再取得をお願いすることとし、伊勢市当該課で土地の考え方の整理をお願いしたい。』という要請があり、伊勢市土地開発公社設立団体である伊勢市の判断が必要となったものである。 なお、土地開発公社が解散となった場合、先行取得は土地取得特別会計又は土地開発基金で対応していく予定である(※補助対象)		
審議	平成21.4施行	体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号、 f) に沿って、伊勢市土地開発公社の解散を目指し、平成	
0		だに公社保有地の計画的な買戻しをおこなう。ごう公社保有地の今後の位置づけ・方向性を定める	
論		<u>H告</u> :産業建設委員会協議会(報告案件)	
点			
参	(過去の実績、	提出部局での審議経過・意見等)	
考	・第3種公社経営健全化団体に指定 (H17)		
事	・土地開発公社検討委員会(H20):解散含め再検討		
項		発公社が解散(H24.10.09)	
関係資料の有無(○をする) (有)・無			

経営戦略会議付議事項書

提出年月日:平成25年1月8日

	近田 / / 1 - / / / 2 - 1 / / / 		
付議事項提出部局	情報戦略局 行政経営課		
該当する審議事項	(1) 市政の基本方針に関する事項		
件 定住自立圏構想	定住自立圏構想の推進について		
基づき、中心 により、地域 による確保し、 月からは、月 ・取り組むメリ ・取り組の展別 ・別交付税抗	能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策である。平成 21 年 4 月から全国展開し、現在、各地で取組が進んでいる。 ・伊勢市は、中心市の要件を備えている。 ・取り組むメリットとして、広域連携の強化や広域的な視点に立った新たな施策の展開、特別交付税措置などの財源措置、などが考えられる。		
審 ②連携を想定 [*] 町・南伊勢町 議	て、定住自立圏構想に取組むこととして良いか。 する市町は、現時点では、鳥羽市・志摩市・玉城町・度会 丁・大紀町で良いか。 進めるにあたって、想定するスケジュールや推進体制に、問		
点			
参 ※ 先行実施区・設置根拠と)	・『定住自立圏構想推進要綱』(平成21年4月1日施行)※先行実施団体(22圏域)は、平成21年1月1日から取組む。・設置根拠としていた広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日をも		
地区広域市町	って廃止されたことを受け、法定協議会として設置していた「伊勢志摩 地区広域市町村圏協議会」を平成 22 年 3 月 31 日に廃止した。		
・平成 22 年度 協議会」の地	度から三重県が設置する「県と市町の地域づくり連携・協働 地域会議において、伊勢県民センター管内市町間と定住自立 いて、検討を行っている。		
関係資料の有無	有		